

平成 24 年度
包括外部監査結果報告書
〈概要版〉

(テーマ)

県有施設等の効果的・効率的な管理・運営について

平成 25 年 3 月

山形県包括外部監査人 高嶋清彦

目次

第1	包括外部監査の概要.....	1
I	監査の種類.....	1
II	選定した特定の事件.....	1
1.	包括外部監査の対象.....	1
2.	包括外部監査の対象期間.....	1
3.	特定の事件を選定した理由.....	1
III	包括外部監査の方法.....	2
1.	監査要点.....	2
2.	監査手続.....	3
IV	包括外部監査従事者.....	5
1.	包括外部監査人.....	5
2.	包括外部監査人補助者.....	5
V	包括外部監査期間.....	5
VI	利害関係.....	5
第2	包括外部監査の監査結果（要約）.....	6
I	監査の結果について.....	6
II	監査結果および意見の要約リスト.....	6

概 要 版

この概要版は、平成 25 年 3 月 14 日付けで作成された「平成 24 年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第1 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項および第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

II 選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象

県有施設等の効果的・効率的な管理・運営について

2. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 23 年度の執行分または平成 23 年度末の状況とした（ただし、必要と認められた場合には、他の年度を含む。）。

3. 特定の事件を選定した理由

厳しい経済環境のもと、県では厳しい財政状態が続き、また、少子高齢化を伴う人口減少に歯止めがかからないという環境下にある。

一方で、提供される公共サービスは将来にわたり適切な水準が維持されなければならないという視点から、高度経済成長期に新設された公共施設が老朽化し更新時期を迎えつつあるという状況は看過できないものと考えられる。

こうした状況は、適切な施策が行われなければ、公共サービスの低下をもたらす可能性があるのみならず、公共施設の性質を考えると、利用する県民の安全性が確保されない可能性を含んだものと認識できる。

県では、平成 19 年度以降、「社会資本の長寿命化対策」を重要な施策として公表し、限られた財源の中で県有施設の安全性を確保するとともに、コストの縮減、必要予算の平準化を図るため、アセットマネジメント手法による社会資本の効率的・効果的な維持・更新に取

り組んでいる。

なお、平成24年度当初予算においては、社会資本の長寿命化対策として、橋梁・道路・河川管理施設等の長寿命化対策事業費4,220百万円、農業水利施設の長寿命化対策事業費1,747百万円が計上されている。

こうした県の取組み（社会資本整備や維持管理・修繕）が経済性・効率性・有効性を充足し長期的な視点で計画的に実施されているかを検証することは、公共施設の適切な維持管理および有効活用を実現するという観点から、有意義と考え、監査テーマとして選定した。

監査人は、アセットマネジメントを「社会資本を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための手法」と認識している。また、保有する資産の規模を適正なものとするには維持管理コストを縮減させるために重要な視点であると考ええる。

Ⅲ 包括外部監査の方法

1. 監査要点

地方公共団体のアセットマネジメントにおいては、次の観点より、議論されることが多い。

(1) 量の見直し

施設に対するニーズの減少に対応して、量の見直しを行い、総量縮減を図る戦略が重要である。

(2) 質の見直し

量の見直しによって保有すべき施設が特定された後、質の見直しを行うことが重要である。ここで質の見直しとは次の考え方を含むものである。

- ・すでに有効利用されている施設については、計画的保全を行い、従来の建て替える戦略から長寿命化を図る戦略が重要である。
- ・耐震性・省エネ性などにも十分配慮した戦略が重要である。
- ・修繕や改修工事など建設関連費用の縮減や運営維持費の縮減を図る戦略が重要である。

(3) データの一元管理と全体像の把握

全体の面積、築年数、構造、修繕履歴、利用度評価などの項目について、すべての施設に共通したデータ収集を図り、管理する体制を構築し運用することが重要である。

上記の議論を踏まえ、監査人は次の観点より監査を進めた。

- (1) 県有施設または県管理施設の状況を正しく把握しているかどうか。
- (2) 施設の整備は、長期的な維持管理が十分に考慮された適切なものとなっているかどうか。

- (3) 県の長寿命化対策（計画）は、長期的な視点に立って費用対効果が考慮された適切なものとなっているかどうか。
- (4) 施設の修繕は、計画に基づき効果的・効率的になされているかどうか。
- (5) 施設の有効活用に関する施策が十分有効なものとなっているかどうか（過去の包括外部監査への対応状況を把握することを含む。）。

2. 監査手続

まず、県有施設等を次のように把握・分類した。

- (1) 道路（橋梁、舗装、トンネル）
- (2) 河川管理施設（ダムを含む）
- (3) 港湾施設
- (4) 農業水利施設
- (5) 漁港施設
- (6) 庁舎等（警察施設を含む）
- (7) 公舎
- (8) 学校

県が保有する施設については、道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）、河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）、港湾法（昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号）、および山形県公有財産規則（昭和 49 年 4 月 1 日山形県規則第 25 号）等に基づき管理されている。

上記の 1. 監査要点に従い、それぞれの担当部局に対して次の手続きを実施している。

- ①分析等
 - ・ 関連法規等の調査
- ②各部局等へのヒアリング
- ③各種議事録、決裁文書等の閲覧
- ④その他必要と判断した手続き（施設の規模等により、監査人が必要と認めた場合、各施設よりサンプルを抽出し現地視察を行った。）

概 要 版

上記において把握した施設の管理担当部局および現地視察した場合の視察対象は次のとおりである。

区分	担当部局	視察対象
① 道路（橋梁、舗装、トンネル）	県土整備部 道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・県道「楢下高畠線」（上山市） ・「県道酒田鶴岡線廃道敷地」（鶴岡市茨新田字砂山）
② 河川管理施設（ダムを含む）	県土整備部 河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・牛渡川・吹浦排水樋門（5）（遊佐町） ・新井田川・新橋排水樋門（1）（酒田市） ・田沢川ダム（酒田市）
③ 港湾施設	県土整備部 空港港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田港（酒田市）
④ 農業水利施設	農林水産部 農村整備課	<p>視察は実施しなかったが、次の施設を検討の対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菖蒲川ダム（上山市） ・生居川ダム（上山市） ・新堰幹線用水路（寒河江市） ・北村一段揚水機場3・4号機送水管（東根市・村山市）
⑤ 漁港施設	農林水産部 生産技術課水産室	<ul style="list-style-type: none"> ・由良漁港（鶴岡市）
⑥ 庁舎等（警察施設を含む）	総務部 管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎 ・置賜総合支庁本庁舎
	警察本部会計課	—
⑦ 公舎	総務部 管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・山形第7号職員アパート
⑧ 学校	教育庁 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・新庄北高等学校 ・新庄北高等学校最上校

IV 包括外部監査従事者

1. 包括外部監査人

公 認 会 計 士 高 嶋 清 彦

2. 包括外部監査人補助者

公 認 会 計 士 尾 形 吉 則

公 認 会 計 士 柴 田 真 人

公 認 会 計 士 吉 沢 公 人

公 認 会 計 士 野 崎 由 紀 子

公 認 会 計 士 天 野 孝 俊

V 包括外部監査期間

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間、監査を実施した。

VI 利害関係

包括外部監査の対象として事件につき、包括外部監査人および包括外部監査人補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

概 要 版

第2 包括外部監査の監査結果（要約）

I 監査の結果について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反または不当と監査人が判断した事項
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項

これらの記載の区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、事実の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果および意見については、平成 25 年 2 月末の時点での判断に基づき記載している。

II 監査結果および意見の要約リスト

監査結果及び意見		区分	報告書 ページ
県の現状に関する事項			
1	インフラ資産の把握について インフラ資産の施設区分毎の評価額について、現状では、平成 19 年度末の数値しか把握されていない。現時点で、財務諸表は法令等に基づきその作成・開示がもとめられている訳ではないが、今後その作成・開示が制度化される動きもあるため、その内訳を適確に把握する仕組みを構築し把握する必要がある。	意見	27
総括に関する事項			
1	アセットマネジメントにおける現状評価について 県有施設全体について、維持対象となる資産を減少させることにより維持管理コストを削減する効果が期待できることから、不要資産または遊休資産については引き続き減少させる必要がある。	意見	43

概 要 版

2	<p>アセットマネジメントにおける現状評価について</p> <p>今後新たに資産を取得する際には、できるだけ長寿命となり維持管理コストができるだけ低廉になるように、設計段階から十分意識する取組みを徹底させるべきである。</p>	意見	43
3	<p>アセットマネジメントにおける現状評価について</p> <p>県は、資産総額の適正規模の考え方の標準化や他県との比較が可能な環境の整備状況を踏まえ、将来的には、県有施設等の全体量について、定量的な目標設定により PDCA サイクルが上手く回るよう、現状評価（隣県比較等も含む）を定量的に行う手法について検討していくことが望まれる。</p>	意見	43
4	<p>県有施設の定期点検等について</p> <p>県有施設の定期点検等は一部の管理部局および比較的重要度が低いと判断された一定面積未満の施設が対象外となっており、県が管理するすべての施設が対象となっていない。安全性の確保、法令遵守および維持修繕における全体最適の観点から、可能な限りすべての部局の施設を対象とすることが望ましい。それが困難であれば、他の管理者との情報共有等適切な連携を図っていく必要がある。また、対象外としている一定面積未満の施設についても、安全性等の観点から必要と認められるものについては定期点検等の対象とすべきである。</p>	意見	45
5	<p>県有施設に係る維持保全について</p> <p>全体最適の観点から修繕等の重要度につきランク付けを行い、これに従った維持保全活動が確実に行われるよう、実施状況に至るまでフォローできる仕組みを構築し運用する必要がある。さらに、この結果を維持修繕計画の策定に活かすことも有用である。</p>	意見	47
6	<p>維持管理費の総額把握と分析について</p> <p>県有施設全体について見ると、その機能保全に必要な補修の水準や将来的な費用推計が行われておらず、早急に対応すべき案件が後回しとなっていないかどうか検証する術がない。検証や将来予測を行う目的から、施設の性質に応じて維持管理費を網羅的・体系的に把握・分析し、さらにそれらを統括する仕組みを構築し、運用する必要がある。</p> <p>〈参考意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は全体最適の視点から、施設の性質に応じてアセットマネジメント 	指摘事項	48

概 要 版

	<p>の取組方針を明らかにし、これに基づく具体的な計画策定を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県には各分野を統括する体制がない。各分野を統括する部局等を明確にする必要があるのではないかと考える。あわせて、長寿命化およびコスト圧縮の成果を、詳細に評価する仕組みを構築する必要がある。 		
7	<p>アセットマネジメントにおけるシステム運用について</p> <p>県有施設等に係る修繕記録等も含んだ施設情報につき一元的な管理ができるような体制を確立する必要がある。その際には、各県有施設等の情報管理について、十分なシステム化をはかる等行い、県有施設等の管理に係る戦略策定とその実行の準備を行うべきである。</p> <p>〈参考意見〉 上記6と同じ。</p>	指摘事項	50
道路に関する事項			
1	<p>橋梁に関する計画策定について</p> <p>計画未策定の橋梁についても速やかに点検を行ったうえで、計画策定することが必要である。</p>	意見	66
2	<p>トンネルに関する計画策定について</p> <p>「初回点検」は平成25年度までに完了させることとしている。</p> <p>この点検により、緊急性を要すると判断される不具合が発見されたならば、迅速な対応を行うことが必要である。</p> <p>県管理トンネルの全てに対しこの点検が行われた後には、速やかに将来の長寿命化修繕計画を策定し、計画に従った施策を講じる必要がある。この際、トータルのコストを削減し、将来にわたり平準化するように検討する必要がある。</p>	指摘事項	73
3	<p>不用となった道路敷地について</p> <p>道路が区域変更または供用廃止となり不用物件となった道路敷地については、できるだけ速やかに、非常に面積の小さい物件もあることから効率的に処分することが必要である。</p>	意見	77
河川管理施設（ダムを含む）に関する事項			
1	<p>適正規模とするための取組みについて</p> <p>人口減少・過疎化の進行等の結果、対象地域にある河川管理施設の社</p>	意見	83

概 要 版

	会的影響が低下した場合、将来の更新計画の策定・見直しの際には、優先度を下げる等により適正規模としていくことが必要である。		
2	ダムに関する現状把握について ダムの設備台帳は各総合支庁で保管するのみならず、県が一括して管理し、いざ故障が発生した時に代替部品を即座に融通できるよう部品管理のデータベース利用を検討する必要がある。	意見	87
3	堰、水門、樋門等に関する現状把握について 県主管課では、総合支庁からの点検結果および修繕等の実施にかかるデータを入手しておらず、写真台帳が更新されていない状況である。管理台帳は常に最新の状態であるべきで、毎年、県として保管する写真台帳も更新する必要がある。	意見	88
4	堰、水門、樋門等に関する現状把握について 現在は、規則等で定められているわけではないため、重要な修繕等があった場合にのみ「備考」に補修内容を記載している状況であるが、修繕内容、年度、金額規模等の履歴を残すようにして、将来の修繕計画を策定する際の補修間隔および補修金額の根拠データとして活用することが必要である。	意見	88
5	ダムに関する将来計画の策定について ダムは長期間使用する前提で設計・建築されているが、多くの県管理ダムが竣工後 20～30 年を経過し、ダム管理用制御処理設備および取水・放流設備等各種設備の更新時期を迎えるにあたり、できるだけ速やかに「ダム維持管理計画書」を策定する必要がある。	意見	89
6	ダムに関する将来計画の策定について 堆砂対策に係る計画が策定されていないダムについて堆砂対策時期が集中しないよう、洪水調節機能の長寿命化・予算平準化を目的とする堆砂対策に係る計画を策定する必要がある。	意見	90
7	樋門に関する長寿命化計画の進捗状況について 実績と計画に乖離が生じており、これらを計画上の期限であるあと 1 年以内に全て対応することは現実的に困難であると認められる。山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画の中で言及している「維持管理の	指摘事項	95

概 要 版

	PDCA サイクル」をしっかりと回して、長寿命化計画を見直す必要がある。		
港湾施設に関する事項			
1	修繕履歴について 現状、過去の修繕履歴について一元的かつ網羅的な記録が残されていないが、過去の修繕履歴を一元的かつ網羅的に記録する必要がある。	意見	103
2	将来計画の策定について 国の交付金対象となった施設以外についても、維持管理計画策定のための現状把握調査および具体的計画策定を進める必要がある。	意見	106
農業水利施設に関する事項			
1	機能保全計画に基づく対策工事の実施について 農業水利施設に関しては、機能保全計画の策定は県が行い、実際の機能保全計画に基づく対策工事は農業水利施設の所有・管理者である土地改良区等が行っている。このため、土地改良区等の財政負担の問題等により必要な対策が適時に行われない場合があり、優先度をつけてストックマネジメントに取り組むように指導を徹底されたい。	意見	124
2	機能診断および機能保全計画策定について 対象総数が 856 件あることに鑑み、既存施設の有効活用や長寿命化を図りライフサイクルコストを低減するために、早期に、対応されていない施設の機能診断が行われるよう計画を進められたい。	意見	125
3	機能保全コストの見積りにについて 実際の総事業費の見積金額と計画策定時の保全コスト算出金額とに大幅な乖離が認められた案件があった。概算費用の大幅な乖離は将来のストックマネジメントサイクルの参考値としての判断を誤らせるおそれがあるため、今後、より正確なものとする必要がある。	意見	128
漁港施設に関する事項			
1	機能保全計画の策定について 比較的最近まで整備事業が行われたことや日常点検をもとに、老朽化への対応策を早急に実施する必要性は低いと判断され機能保全計画が策定されていない漁港についても、時間の経過とともに、将来、機能保全のための対応が必要となってくると考えられる。	意見	136

概 要 版

	従って、必要な対応をいつ行うか検討することが必要である。		
2	漁港施設利用者の受益と負担の関係について 漁港の機能維持管理のためにコストが発生していることから、利用者の受益と負担の関係について、県は、漁業振興政策等も十分に考慮しながら検討する必要がある。	意見	140
庁舎等（警察施設を含む）に関する事項			
1	将来計画の策定について 現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。	指摘事項	145
2	将来計画の策定について 長寿命化計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。 また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定シミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。	意見	145
3	警察施設について 警察施設については、「県有施設の維持保全推進連絡会議」による定期点検等の対象とはなっていない。警察施設という特殊性はあるものの、可能な限り、他の庁舎と同様の現状把握の実施、修繕計画の策定等長寿命化の取組みを行うことが効率的である。	意見	146
公舎に関する事項			
1	将来計画の策定について 現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。	指摘事項	150
2	将来計画の策定状況について 長寿命化計画を策定するにあたっては、基本方針を明確にする必要がある。 また、長期的な視点に立ち、複数の管理方法を仮定シミュレーションを行うことにより、最適な方法を選定することが重要である。	意見	150

概 要 版

学校に関する事項			
1	<p>使用していない教育財産について</p> <p>利活用方法を検討している物件については、速やかに方針を決定しその方針に従った対応を進める必要がある。</p>	意見	158
2	<p>現状調査結果に対する対応状況について</p> <p>安全性の点から至急の対応を要する状態にあるものについては、速やかに対応することが必要である。</p>	意見	159
3	<p>将来計画の策定について</p> <p>現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。</p> <p>文部科学省における「老朽化対策検討特別部会」での検討結果を参考としつつ、高等学校の校舎等についても老朽化への対応の方向性を明らかにする必要がある。</p>	指摘事項	160
平成 20 年度包括外部監査結果に対する対応状況に関する事項			
1	<p>元米沢高等技術専門学校について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>元米沢高等技術専門校（土地・建物）：（土地未利用による年間機会損失＝5,423 千円）将来企業誘致を検討しているということなので、当該誘致活動を積極的に行っていくべきと考える。</p> <p>【意見等】</p> <p>平成 22 年度に建物を解体し、県有財産有効活用検討会議において特別な検討を行う財産として検討中であり、できるだけ速やかに有効活用することまたは財産の処分を実行していただきたい。</p>	意見	170
2	<p>元県立南陽高等学校（セミナーハウス）について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>元県立南陽高等学校（セミナーハウス）（土地）：（未利用による年間機会損失＝7,994 千円）県民のニーズを把握し、地元市とも協議し、利用計画を策定のこと。</p> <p>【意見等】</p> <p>県有財産有効活用検討会議にて特別な検討を行う財産として検討しているが、できるだけ速やかに有効活用することまたは財産の処分を実行していただきたい。</p>	意見	170

概 要 版

3	<p>企業局 公舎用地（鶴岡）について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>企業局 公舎用地（鶴岡）（土地）：未利用による年間機会損失＝1,195 千円、処分基準による処分困難がある（「鑑定評価額の一定額以下の対価での処分ができない」という基準があるため困難となっている。）。</p> <p>【意見等】</p> <p>売却、活用には至っていないため、早期に処分をすることが望ましい。</p>	意見	171
4	<p>元県立新庄工業高等学校（土地）について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>元県立新庄工業高等学校（土地）：（未利用による年間機会損失＝32,019 千円）43697.41 m²という広大な土地でもあり、利用計画上、県民にとってのニーズを把握し、出来るだけ速やかに有効な活用ができるように、検討していくべき。</p> <p>【意見等】</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日より新庄市に貸付を行い、新庄地区サッカー協会による市民運動場として活用しているとともに、当該財産を県有財産有効活用会議にて特別な検討を行う財産として検討している。また、メガソーラー発電の適地調査を実施し、候補地として検討している。</p> <p>新庄市への無償貸し付けをという現状の活用法の是非や市民運動場として活用することが、その土地の最有効使用であるかどうかも含めて有効活用法を決定すべきである。</p>	意見	172
5	<p>山形駅西口の土地について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>山形駅西口の土地への資金投下額は 6,757 百万円であるが、含み損が約 1,696 百万円にのぼる可能性がある。</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>山形駅西口の土地の機会損失は、年間約 154 百万円である。現在は有料駐車場となっている一部を除いて遊休地となっている。場所が山形駅の西側に隣接するだけに、このまま放置することは、県民にとって有益ではない。売却も考慮に入れた有効利用を期限付きで早急に立案すべきである。</p>	意見	174

概 要 版

	<p>【意見等】</p> <p>「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」において、山形駅西口拠点施設のあり方を検討しているところである。平成 20 年度時点での時価相当額は 5,061 百万円であるのに対して、平成 24 年度時点では 4,058 百万円と推定される。取得価額は 6,757 百万円であるから、含み損の金額が概算で 1,696 百万円から 2,699 百万円に拡大しているものと思われる。</p> <p>これらの状況に鑑み、「山形駅西口拠点施設検討有識者懇談会」における結論、県の財政状態、県民の要望等多方面から検討し、また、広く県民から意見を徴し、早急に解決策を立案すべきである。</p>		
6	<p>企業局用地（緑町会館）について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>（企業局用地）山形県（企業局）が社会福祉法人山形県社会福祉事業団他 9 団体に貸与している建物の賃借料計算に、建物敷地に該当する地代相当額が考慮されていない。機会損失は年間 3,110 千円。</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>（企業局用地）山形県（企業局）の土地で建物敷地以外の部分は、緑町会館に入居している団体およびその職員によって、駐車場として使用されている。入居団体は県ではないため、建物賃借料を山形県（企業局）に支払っている。当然、駐車場の使用料も支払うべきであるが、支払われていない。また、その入居団体の職員が駐車している場合、その入居団体が負担しないのであれば、その職員が駐車場料金を支払うべきであるが、支払われていない。そのため、入居団体ないしその職員が県有財産を無償で使用している結果となっている。そのため、年間約 11,475 千円の機会損失が生じている。</p> <p>【意見等】</p> <p>賃借料の改定は行っていないものの、企業局が作成している「山形県企業局中期経営計画」のなかで緑町会館の運用方針を検討している。この中で早急に検討し、賃料の交渉等が必要である。</p>	意見	175

概 要 版

7	<p>使用料等に関する減免措置等の公表について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>使用料等について無償、減免さらに免除等の特別な取扱いについて公共性、公益性を確保するため、山形県のホームページにおいてその特別な取扱いの内容を公表すべきである。</p> <p>【意見等】</p> <p>個人情報保護によるため公表事例はないが、減免については、特例措置である以上、相手方が特定されない程度で公表すべきである。</p>	意見	179
8	<p>元鶴岡第 4 号職員アパート（建物・土地）について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>元鶴岡第 4 号職員アパート（建物・土地）：除却費用がでないため、更地にできない状況にある。使用期間に渡って除却予算の積立を行うなど、除却がスムーズに行われる仕組みを構築することが必要。職員アパートに限らず、建物を建てた時は常に必要と考える。</p> <p>【意見等】</p> <p>当該物件については、平成 22 年度に解体済みである。また、除却予算積立は行われていない。</p> <p>使用が終了し、かつ、その後利活用されないものについては、予算措置され次第、速やかに除却されることが必要である。なお、除却しないことによって安全性が損なわれる場合には、至急の対応が必要である。</p>	意見	179
9	<p>緑町会館および新築西通り会館の駐車場について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>「緑町会館」および「新築西通り会館」の入居団体ないしその職員も、当該土地は県民の財産であることの認識に立ち、県民が納得できる相応の駐車場料金を負担すべきである。</p> <p>【意見等】</p> <p>緑町会館については、駐車場料金の改定は行っていないため、駐車場料金の有料化の是非や適切な料金体制について、早急に検討すべきである。</p> <p>なお、新築西通り会館については、平成 24 年 3 月に入居していた全団体が移転し平成 24 年 4 月に用途廃止している。</p>	意見	182

概 要 版

10	<p>生活衛生同業組合団体協議会の事務所敷地について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>生活衛生同業組合団体協議会に対する事務所敷地について、県は売却を積極的に主導すべきであり、それでも同協議会等が拒否する場合には、まず貸付に係る減免を排除することが妥当と考える。</p> <p>【意見等】</p> <p>買収の協議を実施しているが現時点では困難であり、引き続き支援として事務所敷地を貸付ける方針である。</p> <p>県の価値ある財産を同一の団体にかつ長期にわたって貸し付けられている状態には疑義なしとしないが、団体の公的な位置づけなども踏まえながら、貸付や処分のあり方を明確にしていくべきである。</p>	意見	185
11	<p>公舎料の算定について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>管理主体の相違による公舎料算定基礎の相違があった。県（特に病院事務局）は、適時な公舎料算定基礎に係る規程の見直しを行うべきである。</p> <p>【意見等】</p> <p>管理主体の相違による公舎料算定基礎の相違はのぞましくないため、他部局との整合を図るよう検討すべきである。</p>	意見	186
12	<p>職員公舎について</p> <p>【平成 20 年度包括外部監査結果】</p> <p>公舎使用期間について、県は長期入居対策につき早急に規定を定めるべきである。そして当該規定の制定後、速やかに上記長期入居者に対して退去を前提とした対応を取ることが必要である。</p> <p>【意見等】</p> <p>長期入居者がいることによって、入居率が上がり、入居率が良くなったという理由で処分の対象にならないのは資産の有効活用という観点から、問題である。長期入居対策につき継続して検討すべきである。</p>	意見	187

以 上